

月次支援金等非該当事業者等支援金要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業、時短営業及び酒類提供停止若しくは外出自粛等の影響を受けているものの、国の月次支援金等の受給対象とならない中小法人又は個人事業者に対し、予算の範囲内において支援金を交付することにより、事業継続を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 支援金 月次支援金等非該当事業者等支援金
- (2) 対象月 令和3年4月から令和3年12月までのいずれかひと月

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 湯河原町内で事業を営む事業所又は個人事業者であること。
- (2) 対象月の月間売上高が、令和元年または令和2年の同月比で20%以上50%未満減少していること。又は、創業1年未満の事業所等で、対象月の月間売上高が対象月を含む3か月間の平均売上高と比較して20%以上50%未満減少していること。
- (3) 「神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第5弾以降）」又は国の「月次支援金」を受給していないこと。
- (4) 神奈川県感染防止対策に取り組んでいる事業所であること。
- (5) 本支援金を受給した後も事業の継続及び立て直しをする意思があり、そのための取組を継続的に行う意思があること。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でなく、かつ、個人又は法人の代表者若しくは役員が暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、前条第2項に規定する要件を満たした対象月の売上高減少額とし、50,000円を上限とする。

2 第1項の規定により算出した支援金の額に、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

3 支援金の交付は、一事業者につき、1回限りとする。

(支援金の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 月次支援金等非該当事業者等支援金交付申請書（様式第1号）
- (2) 月次支援金等非該当事業者等支援金交付請求書（様式第2号）
- (3) 売上高比較表（様式第3号）

- (4) 前号に記載の売上高が確認できる書類
 - (5) 法人にあつては、直近年度分の確定申告書別表一の写し又は開業後間もない等で確定申告を行っていない場合は法人設立等の写し
 - (6) 個人事業者にあつては、令和2年分の所得税確定申告書別表一の写し又は開業後間もない等で確定申告を行っていない場合は開業届の写し及び本人確認証の写し
 - (7) 神奈川県感染防止対策取組書の写し
 - (8) 町外に本店がある場合は、湯河原町内での事業活動を証する書類の写し
- 2 申請期限は令和4年2月28日までとする。

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の申請があつたときは、申請書の内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により、支援金の可否を決定したときは、月次支援金等非該当事業者等支援金交付・却下決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。
- 3 町長は、前項の規定により、交付決定した当該交付対象者に速やかに支援金を交付するものとする。

(交付決定の取消及び返還請求)

第7条 町長は、交付対象者がこの要綱の規定に反したとき、又は虚偽その他不正な方法によって支援金の交付を受けたときは、月次支援金等非該当事業者等支援金交付決定取消通知書（様式第5号）により、支援金の交付決定を取り消すことができる。

- 2 町長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、当該交付対象者から当該支援金に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。